

福岡県医師会第1622号(地)
平成19年12月11日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

肝炎対策の実施について (一報)

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

本通知は、フィブリノゲン製剤問題を契機として、厚生労働省が改めて肝炎ウイルス検査の受診を呼びかけるとともに、与党肝炎対策に関するプロジェクトチームにおいて、新しい肝炎総合対策の推進がとりまとめられたことを受け、今後の肝炎ウイルス検査事業の実施についての留意点がまとめられたものであります。

本通知におきまして、厚生労働省は肝炎ウイルス検査について、保健所での検査等事業の実施及び医療機関委託の一層の推進を求めるとともに、医療機関における無料の検査を時限的な措置として実施する等、肝炎ウイルス検査の一層の拡充について関係省庁と協議中であり、内容が固まり次第、詳細な情報提供を行うとされております。また、インターフェロン治療にかかる医療費助成についても現在検討中であり、その内容につきましても適宜情報を提供するとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただき、会員各位への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



(地Ⅲ 193)

平成19年11月22日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

肝炎対策の実施について（一報）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、特定感染症検査等事業の実施につきましては、平成19年6月29日付（地Ⅲ83）をもって送りいたしました。

今般、フィブリノゲン製剤問題を契機として、厚生労働省においては、改めて肝炎ウイルス検査の受診を呼びかけるとともに、与党肝炎対策に関するプロジェクトチームにおいて、新しい肝炎総合対策の推進がとりまとめられました。こうした状況を受けて、今後の肝炎ウイルス検査事業の実施についての留意点がまとめられ、「肝炎対策の実施について（一報）」として、厚生労働省健康局疾病対策課、結核感染症課連名により都道府県等衛生担当部局宛に事務連絡がなされました。

本通知においては、肝炎ウイルス検査について、保健所での検査等事業の実施の一層の推進及び医療機関委託の一層の推進を求めるとともに、医療機関における無料の検査を時限的な措置として実施する等、肝炎ウイルス検査の一層の拡充について関係省庁と協議中であり、内容が固まり次第、通知等にて詳細な情報提供を行うとされております。また、インターフェロン治療に係る医療費助成についても、現在、具体的な検討を進めているところであり、検討内容について、適宜情報を提供するとされていきます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。また、併せて、本件に関する都道府県行政の財政負担について、都道府県行政の理解と協力が得られますよう、貴会より働きかけ下さいますようよろしくお願い申し上げます。



都道府県等衛生担当部局 担当者 様

平成 19 年 11 月 13 日
厚生労働省健康局
疾 病 対 策 課
結 核 感 染 症 課

肝炎対策の実施について（一報）

肝炎対策については、保健所における肝炎ウイルス検査の実施について、日頃よりご尽力頂き感謝申し上げます。

今般、フィブリノゲン製剤問題を契機として、厚生労働省においては、改めて、医療機関等を通じて、また新聞広告等によって、肝炎ウイルス検査の受診を呼びかけているところです。

また、11月7日には、与党肝炎対策に関するプロジェクトチームにおいて、今後の肝炎対策の方向性が「新しい肝炎総合対策の推進」としてまとめられ、

- ・ 肝炎ウイルス検査の促進として「保健所での無料検診、医療機関委託を推進する」こと、
- ・ インターフェロン治療の促進のための環境整備として「インターフェロン治療の経済的負担の軽減」を行うこと、かつ、「国と地方が協力して対策を講じることとし、財源についても応分の負担とする（国1地方1）」こと

と
が明記されております（別添参照）。

こうした状況を受けて、今後の肝炎ウイルス検査事業の実施についてご留意いただきたい点を下記のとおりまとめましたので、ご注意ください。

また、インターフェロン治療の経済的負担の軽減につきましても、現時点の検討状況は下記のとおりとなっておりますので、ご承知おきください。

記

1. 肝炎ウイルス検査について

保健所における肝炎ウイルス検査等事業については、平成 14 年度以降実施にご尽力いただいているところであり、また、今年度からは、医療機関への委託が可能となり、委託への取り組みを進めていただいているところではありますが、今般の状況を踏まえ、検査受診希望者の増大や、利便性の向上への要求が高まることが想定されることから、保健所での検査等事業の実施の一層の推進、特に国民からの要望の強い医療機関委託の一層の推進を図っていただきますよう、

よろしくお願いいたします。

また、厚生労働省では、この検査需要が高まる機会を捉えて、利便性の向上など一層の受診促進を図るべく、一定期間の時限的な措置として、既存の特定感染症検査等事業を活用し、フィブリノゲン製剤被投与者に限らず、肝炎ウイルス検査の受診を希望するすべての者に対して、医療機関における無料の検査を実施する等肝炎ウイルス検査の一層の拡充を図ることができないか、関係省庁との協議を進めているところです。

これについては、内容が固まり次第、通知等にて詳細な情報提供を行うとともに、11月27日には、緊急の衛生部局長会議を開催し、今般の状況をご説明し、併せて、医療機関委託の先行事例等をお示しすることを考えております。会議の詳細につきましては、おってご連絡いたしますが、御了知ください。

肝炎ウイルス検査事業は感染症対策の一環として実施しているものであり、都道府県等におかれては、現行同様、財政負担をお願いすることになりますが、引き続き、ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

2、 インターフェロン治療に係る医療費助成について

インターフェロン治療に係る医療費助成については、現在、具体的な検討を進めているところであり、検討内容については、都道府県等における円滑な予算編成に資するよう、適宜、情報を提供させていただきます。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上

新しい肝炎総合対策の推進について

肝炎は国内最大の感染症であり、感染を放置すると肝硬変、肝がんへと進行し、重篤な病態を招くものである。しかしながら、肝炎に対する正しい理解が国民全てに定着しているとは言えず、早期発見のための検診率の向上、肝炎治療の効果的な推進は喫緊の課題である。

このため、与党肝炎対策に関するプロジェクトチームにおいては、本年六月以来六回にわたる検討を重ね、肝炎について検査から治療まで継ぎ目のない仕組みを構築するため、具体的な目標を掲げた新しい総合対策をとりまとめた。

政府において、年末の予算編成過程において必要な予算措置を検討し、適切な対応を図られることを求めるものである。

平成十九年十一月七日

自由民主党

政務調査会長

菅 亘 一

公明党

政務調査会長

斉藤 鉄 夫

新しい肝炎総合対策の推進

与党肝炎対策に関するプロジェクトチーム

一、趣旨

国内最大の感染症である肝炎について、肝がんへの進行予防、肝炎治療の効果的推進のため、経済的負担軽減等により現在五万人であるインターフェロン治療の受療者の倍増を目指す。そのための総合的な施策を展開する。

二、検査から治療まで継ぎ目のない仕組みの構築

（肝炎ウイルス検査の促進）

今後基本的に全ての自治体・保険者・事業主において肝炎検査を実施し、二十歳代以上の国民全ての検査受診の機会を確保する。その際、保健所での無料検診、医療機関委託を推進する。

（感染したが症状のないときの健康管理の推進と安全、安心の肝炎治療の推進）

肝炎ウイルス検査等により感染が分かった者については、日々の健康管理、定期的な受診の勧奨など感染者の日常的な健康管理の支援を行うとともに、検診実施医療機関と専門医療機関の連携を促進する。

全都道府県での肝疾患診療連携拠点病院を設置し、相談・研修の実施を促進する。

また、国において先進的な肝炎治療を推進し、肝硬変、肝がんへの進行予防や治療に関するガイドラインの作成、改訂を行う。

（インターフェロン治療の促進のための環境整備）

今後おおむね七年間で、インターフェロン治療を必要とする肝炎患者全てが治療を受けられる機会を確保する。このため次のような施策を講じ、肝炎患者がインターフェロン治療を受けやすい環境を整備する。

・どこでも安心して治療が受けられるよう病院・診療所に対する適切な情報提供、研修の促進

・インターフェロン治療の経済的負担の軽減（別紙）

・治療期間中の入院、検査等に伴う休暇の取得促進

・保健所、肝疾患診療連携拠点病院での心のケア、相談体制の充実

また、インターフェロン治療の対象患者の増加の実態を踏まえ、薬価の引き下げを検討する。

（肝硬変、肝がん患者への対応）

心身両面のケア、医師の研修による治療水準の向上に取り組む。

三、国民に対する正しい知識の普及と理解

肝炎に関し国民各層の理解を深めるため、教育、職場、地域あらゆる方面に対する働きかけを行い、正しい知識の普及を推進する。

四、研究の促進

無症候性キャリアを含む肝疾患の新たな治療方法の研究開発を促進、支援するとともに、治療薬等についての速やかな薬事承認、保険適用を行う。

(別紙)

○ 医療費助成の枠組みについて

まず来年から行うべきものとして、国内最大の感染症である肝炎について、肝がんへの進行予防、肝炎治療の効果的推進のため、経済的負担軽減や啓発活動等により現在五万人であるインターフェロン治療の受療者の倍増を目指す。

これにより今後七年間でインターフェロン治療を必要とする全ての肝炎患者がその治療を受けられることとなる。

○ B型及びC型肝炎のインターフェロン治療を対象とする。

○ 自己負担については、所得階層に応じた負担軽減を、他の医療関係制度と整合性を考慮の上、行う。

負担軽減に当たっては、対象となる治療はウイルスの排除という患者本人に大きな利益があることから、一定の自己負担を求めることとする。具体的には、下位所得者(対象者の約五割)については月一万円、上位所得者(対象者の約二割)については月五万円とし、それ以外の者(対象者の約三割)については月三万円を窓口負担の上限とする。

○ 国と地方が協力して対策を講じることとし、財源についても応分の負担とする(国一地方一)。

以上に関して必要な予算措置については、今後予算編成過程で検討し、適切に対処する。

なお、この対策の実施後三年を目途に実施状況を評価し、必要な見直しを行う。